

カナダの日系人 — 日系アメリカ人との比較において

一 瀬 昌 夫

はじめに

移民とは個人であっても、集団であっても、それぞれの動機、原因によって、恒久的に、また時には長期間にわたり、一つの国から他の国へ移り住む人のことを言うのである。また、その移民には様々な形態がある。この論文で取り上げるカナダの日系人は 1877 年から漁業や林業などに従事するため、本格的にカナダへ移住した人々、即ち一世及び二世、三世など、日系人移民の初期から現代に至るまでの人々である。とくにアメリカの日系人との比較をしながら、約 120 年間の歩みを通して日系カナダ人の行動様式を見つめたい。

包括的な言い方をすれば、カナダにおける日系人の人々は、自らの意思をもって移民をして生活の基盤を築き上げる場としてカナダを選び、カナダに向かった人々及びその子孫である。120 年間という年月の間には色々困苦に耐えて、その人々の生きてきた時代の中でも殊の外、それぞれの運命を決定づける第二次世界大戦の真ただ中に投げ出され、戦後を迎えた。日系人のいずれの人々も殆ど一からのスタートを余儀なくされて、更めてカナダの社会の一員になることに努めてきたのである。各々の人々が生きてきた人生を見ていく際に、歴史的な要因、政治的な要因、また社会的な要因が大きく影響することによって個人がその局面において限られた選択肢の中から、何れを選ぶかということが必ずしも可能であった訳ではない。むしろ現実を支配した歴史が大きくその人々の運命を変えてしまうという悲劇の中に、好むと好まざるとに拘わらず、それでも各々の限られた選択を強いられ、「日系カナダ人」になるという結果に立ち到った人々に焦点を当てる。

カナダへの移民について考える時に、常にカナダ政府の政策が、隣国のアメリカ合衆国との関係において大きな影響を受けたことは明白であることが判る。そのことによって当然、日系人の人々の社会的な地位、立場についても日系人の人々が受けた影響は大きく、特に第二次世界大戦中及び戦後は見逃すわけにはいかない重要な要素である。また、日本人がカナダへの移民をした当初は「アメリカ」への移民と言う認識があった。日本からカナダへ移民をする人々の認識ないし意識はカナダとアメリカ合衆国を明確には区別はしていなかった。このことがそのまま当時の人々の無知の例証にはならない¹⁾。

日本人が初めてカナダへ移民をした 1877 年当時、カナダ及びアメリカ合衆国は移民に関しては両国への移民の人々が経験したものは殆ど同じ状況であったと言い切ることも可能である。しかし両国へ移民した日系人の人々はその当初よりずっとその後について言えば、大きな歴史のうねりの中で歩んだ軌跡を辿るとそれぞれに類似しているところと同時にそれぞれが何

らかの理由のために明らかに相違する現象が見られる。ここでは主として後者の相違について議論を進める。その際、特にカナダの日系人が最終的に到達しなければならないと言うように認識をすることとなった「同化」と「統合」の経過を検討する。

1

カナダへ日本人が本格的に移民を始めたのは1877年である²⁾。British Columbia 植民地が王領から自治領となり、連邦に加わって(1871年)間もない頃のことである。先ず最初は鮭漁の目的で日本人の移民が始まった³⁾。カナダ社会で排斥されていた中国人に代わる労働力が必要となったが、日本人が主としてカナダの西海岸の各地で行われた漁業をはじめ鉄道敷設の工事、森林での木材伐採作業、鉱山での採掘作業などに従事することになる。しかし、日本人が従事したそれらの作業分野そのものが、当初はかなり季節性が濃厚で、多くの場合、ある土地で短期間だけ就業して、やがて他の土地に移動をするという状況があったのでカナダ政府は幾つかの分野で日本人の就業を制限した。このために日本人は深刻な事態に遭遇した⁴⁾。

この当時の正確な移民数を把握することは難しい事情があった⁵⁾。日本人の契約移民が神戸移民会社によって送り込まれていたが、例えば、和歌山県日高郡美浜町(通称、アメリカ村)に見たように呼び寄せによって多くの人々が移民として「英領加奈陀ビーシー州晚香波市」へやってきた。その他にもカナダに上陸してきたかなりの数の日本人がアメリカ合衆国からやってきた。その人々の多くは漁師であったと推定される。さらに正確な数の把握を難しくしているその背景にはカナダに到達したものの、ある人々は定着し、またある人々はカナダに到着した後、アメリカ合衆国に入国していった。またその逆に、アメリカ合衆国からカナダに入国して、定着する人々がいたという例は余りにも多い。殊に初期の頃、鮭漁の漁期はカナダで働き、季節によってはアメリカ合衆国で働き、また時期を見計らってカナダで働くと言う様に両国の国境を行き来していた日本人移民はさして珍しくなかった⁶⁾。

一般的にカナダに限らず、アメリカ合衆国へ移民をした人々について言えば、すべて移民を決意した人が例外なく、当時の日本社会の農村、漁村の経済的な疲弊による飢餓線上の人々であったと言うには必ずしも当たらないことに注目する必要がある。もともと貧困状態に喘ぐ地域からカナダへ、またアメリカ合衆国へ移民を強いられたのではなくて、何らかの原因によって経済状態が急激に悪化したり、低下した農村、漁村の出身であることが多くあった。また同時に、移民を決意した人々が総てそれぞれの希望が叶えられた訳ではない。恒常的な貧困状態では賄い切れない程の額に上る金額が必要であったという事情があった。従って、出発に際してかなりのお金を準備することは困窮状態にある人々にとっては不可能であったということから一般論として移民の人々のイメージは実情とはかなり違っている⁷⁾。

ハワイをはじめカナダ、アメリカ合衆国への移民の問題に其の始めから日本政府は必ずしも熱心に取り組んでいたとは言えない。言い替えれば日本政府は積極的な海外移民政策を持っていなかったがために海外移住に関しては些か消極的であったと言える。移住については、当時

の日本では国内事情があって日本政府は海外よりはむしろ国内への移住について関心を持っていた。更に、移民の数が増えるにしたがって、例えばハワイの日系人の労働者の就労状態について、また日々の生活実情などについて深く憂慮し、その問題の解決に腐心しなければならない現実問題を突き付けられていた。

何故日本政府はカナダをはじめとする移民について消極的であったのかについてはもう一つの理由があった。日本の人口問題対策上殆ど評価されるほどのものでないと判断していたし、移民の人々が送金する総額にしても、日本の国の経済力に貢献する程の額になるというものではなかったために日本政府が移民に就いて積極的にならなかったことも大きな理由である。しかしながら、日本政府として移民問題に正面から取り組まなければならない状況が起こってきた。必ずしも受け入れの側のカナダ政府及び一般住民、特に太平洋岸地域では長く中国人に対して敵対的であった **British Columbia** 州の住民感情は最悪であり、危機的な状況下にあった。移住をしていった日本人の人々にとっても文化、風俗、習慣、生活様式など総てに於いて異なる土地で直面した大きな問題があった。これは移民をしてきた人々の側にその問題の原因になるものがあったという以前に、国際的な立場の政治が大きな要因として存在した。

この当時、カナダへ移民問題解決のために日本政府がとった態度について言えば、日本が既に締結に成功していた **The Treaty of Commerce and Navigation** 通商条約のために、カナダと日本両国にとっては通商関係が良好に保たれるように努めることが最重要課題であった。そのために日本政府としては移民問題では消極的な政策をとらない訳にはいかなかった。しかしながら、それでも移民問題を国家的な重要課題として取り上げることになったのは、カナダ及びアメリカ合衆国での排日運動が激しさを増すにつれて何らかの対処を余儀なくされてきたためである⁸⁾。

国際的な問題、国家間の問題とは別に、日本人移民の人々が抱える問題は極く基本的なものであった。個人のレベルで言うと、移民として当然のことながら、自分が身につけてきた文化を中心にした風俗習慣などその他すべてに関して、さしずめ異文化社会の中での日常の言動だけでなく、あらゆる処で必要不可欠な英語の修得の問題がある。また自分の子女の教育も重要な問題であることは言うまでもない。英語が話せるか、話せないかによって大きく日本人移民の人々の生活は違ったものとなった。英語を駆使できた人々はそれなりの経済的、社会的な基盤を築くことが出来た。しかし、二世の教育を考えなければならない時期に立ち至ってどのような方向を指向すべきかの問題が起こった。日系人の中にはカナダに完全に根を下ろすことにした人々がいたし、また日本への思いが絶ち難い人々もいた。それぞれの子女にどのような教育を受けさせるかも重大な問題であり、それを解決をしなければならない事態に立ち至った⁹⁾。子女をカナダの教育に託すこととした人々がいた。また中には、同時に子女に日本の教育を受けさせて、日本の文化風俗習慣を身につけることを願った人々が居た。これはアメリカ合衆国の日系人の行動様式と同じである¹⁰⁾。また同時にこの当時、カナダ、特に日系人移民の多くが居住する **British Columbia** 州の市民感情として同化不能の民族とさえ断定する風潮さえあった。当時の新聞の一つは次のように伝えている。

「英語を喋らない移民は多くの場合、文盲でカナダ的感性にあまり反応することがない。彼等の傾向は、入植地をつくり、カナダの地に自分たちの習慣、方法そして伝統を確立することにあり」¹¹⁾

2

カナダを歴史的な観点から見ると、カナダがアメリカ合衆国と大きく違う歴史的事実の一つに、カナダは全く短期間に大西洋から太平洋までの国としての地域をカバーしてしまったことである。このために各々の自治領の質的な行政は希薄であったし、とりあえず移民を必要とする事情は否定できなかった。近代国家としてカナダが発展するためには、西部の発展が不可欠であった。しかしそのためには、広大な土地に移住者を迎え入れる必要があった。問題は誰がその移住者になり、西部を開拓、発展させていくかにあった。もちろんイギリスや西欧、北欧諸国からの移民は歓迎されたが、それだけでは必要な移民の絶対数を確保できないことは明らかであった。他方、主流派のアングロサクソン系の人々からすれば、言語や宗教など異質な人々が移民としてやってくることは不安感を抱き、常に生理的なレベルで拒否反応を持っていた。従って異質な移民を迎え入れる時、常に一定の厳しい制限を加えることを主張してきている。そのことを代表する意見の一つが次のような形で物語られている。

「イギリス人と北西ヨーロッパ人が移民の大半を構成するのであれば、国民的特質を失うことはない。譲るだけ譲っても、英語を喋らない移民に選挙権を与えることは、政治的腐敗を助長するだけであり、良き政府の利害を損なうだけである。したがって、この問題の重大な特質は次のようにまとめることができる。この共通認識でアジア系移民は処遇された。われわれが仮に新参者をカナダ化し、キリスト教化できないのであれば、われわれの国において、新参者がわれわれを外国人と異教徒に落としめ、新参者の旗をなびかせることになる。」¹²⁾

また更に一般的な意見として次のようにも要約されていた。

「**British Columbia** 州の人々の一致した意見では、日本人は白人に同化していないし、また同化できないということである。……」¹³⁾

当時のカナダではことに異文化、即ち非キリスト教徒、西洋の言語を話さない民族を受け入れることについて言えばこの様な状況であった。例えば **British Columbia** 州に限っても、当然のことながら当時、アジア系移民を受け入れる状況は、明白な差別的な言動が政治家及び一般の人々の間にあった。最初の段階では、偏見は中国人に向けられた。そして中国人移民が次第に敬遠されるようになり、入国制限措置がとられたため、不足する労働力を補う役割を担った形の日本人移民の人々が一時的な措置とも言えたが、受け入れられた状況は当時のアメリカ合衆国でも同様であった。しかしこの移民の人々が恒常的に求められるはずはないことは明白であった。結局は、アジア系移民を排斥する風潮が次第に強くなり、元々は中国人の排斥に始まり、やがて日本人を排斥するために必要な法案が州議会に提出され、可決された。しかし日

本との友好的な関係を保持することが国家として有利であると考えたカナダ政府は、連邦と **British Columbia** 州との関係において、人道的な立場からではなく、飽くまでも政治的な立場から州政府に対してアジア人排斥に関する法案を否認した事情は見逃せない。

アジア系移民排斥にかかわる一般市民の鬱積した鬱憤が爆発して、ついに一つの悲劇が起こった。それは 1907 年 9 月 7 日、ヴァンクーヴァ市で発生した。識者の間では、この暴動が起こったそもそもの原因は実はアメリカの排日運動の影響であるとの考えが支配した。即ち、この暴動に発展する条件が作り出された責任はアジア人排斥を旗印にするアメリカ人労働組合の組織関係者であったことは否めないと言うものである。日本政府がどのようにカナダ政府を信頼していたかを示すものとして **The Anglo-Japanese Alliance** 日英同盟の存在がある。日本政府はカナダ政府に対して出来る限り「遺憾の念」を表明することを避けた。ここで注目しなければならないのは、当時のイギリス政府は国際的に微妙な立場にあった。ほぼこの時期にカナダは国際関係に於いては、それまでにイギリスとの絆も次第に弱まりアメリカとの外交関係において成長を遂げていた時期にさしかかっていた。カナダは外交において自主の道を歩みだしていた。日本とイギリスとの関係がカナダの対日政策に強い影響力を持たなくなって来ていたのである。移民問題に関しても、大英帝国とカナダの政策が大きく異なるのは自然である。この時期は何よりもカナダは政治的に英国から米国の枠組みに移行する時期に入っていた。そのため政治地理的に考えれば、米国の移民政策にカナダは自らの政策を合わせる必要だったとも言える。また当時の日本は、すでに国際連盟の重要な一員であった。大英国内でのカナダの地位の向上と英国離れ、国際社会での日本の地位の上昇、カナダの対米接近、そういう諸々の要素が複雑に絡み合っていてイギリス、カナダ、日本、アメリカ合衆国がお互いに牽制しあっていたのである¹⁴⁾。

3

つづいて、1910 年代は、カナダにおける日本人移民が大きく変貌をした時期であると言える。 **British Columbia** 州では日系人移民の人々や中国系移民の人々を経済活動の場から締め出そうとする動きは益々活発になってきており、その結果、当然のこととして、日本人移民の数は減少していた。すでにこの時期にはカナダ在住の日本人の人々の間には出稼ぎ的な考えは殆ど薄れており、また二世の人々はカナダ市民として成長を遂げるにしたがって、従来の日本人に対するカナダ一般市民が持つイメージも大きく変わっていたのである。多くの労働市場での低賃金労働者としての日本人から熟練労働者へと変容することによって、日本人移民問題から日系人問題へとその様相が変わった時期と言える。なお、同時に、アジア系移民はこの頃、中国人と日本人を明確に区分する方向を辿ることとなる。一方、この頃（1913 年）アメリカのカリフォルニア州では「新土地法」が成立した。日本政府は「日米通商条約」違反であると抗議したが、アメリカ政府は「州権を尊重する」との理由によって日本政府の抗議から逃れた¹⁵⁾。州権を強力に主張するアメリカ合衆国ではカナダとは大きな違いが見られた。

何れの場合でも明確なことは、政治的な整合とも言える法律的解決は論理的である様相を呈しているが、その実は感情論の集約とも言える世論に訴えることで決着をすることがある。カリフォルニア州での「新土地法」の成立を見たとき、鬱積している対アジア人への感情は、British Columbia 州ではアジア人の生活程度および労働資質の低さなどを論拠として世論を煽る方向を辿ろうとしていた。また漁業従事者としての日系人を排斥する論理として国防論を持ち出して排斥をしようとする矢先、第一次世界大戦が始まり、一時的に日系人問題は世論の対象から外れることとなった。しかしながら、やがて第一次大戦も終結して、軍需景気も終わりを告げると、失業者が急増するなど、日系人排斥の動きが再び活発になってきた。

1920年、カリフォルニア州での「第二回排日土地法」が成立した。カナダではアメリカ合衆国の例に倣う動きはかなり活発であったが結局のところ成立しなかった。日系人に土地の権利を認めないことは条約に違反するばかりか、カナダ政府は日本政府との関係悪化の危惧から問題が余りにも大きいと判断した。しかし日系人が直面した問題打開のために感情論に対抗する戦術は法廷闘争にならざるを得ない事態にまで立ち至った。例えば、漁業ライセンス問題について言えば、日系人の漁業従事者締め出しの動きに対抗する戦術は、日系人は帰化しているから一人の国民であり、一市民として保障されている権利が無闇やたらと踏みにじられるべきでないとする論理である。従って、日系人は漁業政策と移民政策と混同すべきではないと指摘することで対抗した¹⁶⁾。この頃、カナダはアメリカへの接近を始めてはいたものの、イギリス政府は日英関係を重視して、友好的な関係保持を求めており、カナダはそれでもなお、イギリス帝国の一員であるという意識を持っていた。現実問題として、カナダは日本及びカナダの関係を良好なままに保持する必要もあったことは否めなかった。その後も暫くは日米関係は悪化したものの、カナダはアメリカ合衆国に同調せずに、イギリスの対日政策に沿った形で中立を維持し続けた。

従来からの排日の動きの元凶が、カナダおよびアメリカ合衆国、特に太平洋岸の地域では、多くの場合にまさに幻映に過ぎないことであったが、いずれもがまことしやかに世論としてだけでなく、道理であるかの様相を醸し出していた。しかし両国の太平洋岸地域では、例えば中国大陸での日本軍の行動を厳しく批判して一般の市民を煽り、排日世論を完全なものにするのに絶好の機会とした。このことは移民問題が日本とカナダ、日本とアメリカ合衆国の関係をまさに破局に至らせるための心理的な要因として余りにも重要な働きをした。このことが次に迫り来る緊迫をした国際情勢について世論を作り上げるのに有効に機能した。

4

カナダに限らずアメリカ合衆国の場合でも、真珠湾攻撃後に行われた「日系人強制立ち退き命令」、「日系人強制移動命令」に関して、何れもが真珠湾奇襲前に既に対日系人政策の実施についての同意がなされていた¹⁷⁾。しかしながら政策実施の在り方についてはかなりの隔たりが見られたが、これは各々の実情の違いから来るものであると判断できる。ここでは各々の詳

細には触れないが、大きく異なる側面に限って述べると、アメリカ合衆国は約 11 万人の日系人を 1942 年 3 月から 11 月まで仮収容所に集結させて後、内陸部の **Relocation Centers** へ移動させた¹⁸⁾。一方、カナダの場合は、アメリカ合衆国とほぼ同様の手順に従ったが、1941 年 12 月 7 日の日本軍によるハワイ真珠湾攻撃の直後、カナダは日本に対して宣戦布告をして、その後間を措かずに日系人所有の漁船の係留措置をとった。さらに日系人を「敵国人」と規定し、太平洋岸から 100 マイル以内の地域を「防衛地帯」に指定し、そこからの日系人の総立ち退きおよび内陸部への強制移動を命じた。政府の決定は正当な根拠に基づいたものではなく、日系人人口の大部分が居住し、日系人への反感が強かった **British Columbia** 州の住民の圧力に屈したものと考えられている。このような感情論に正当性をもたせ、日系人に対する絶対権を与えたのは“**The Measures’ Act**”（「戦時特別措置法」、1927 年成立）であった。こうした法的根拠の下に日系人を防衛地区から「移動」(relocate)させた¹⁹⁾。1942 年 3 月 16 日、**BCSC** (**British Columbia Security Commission**) が指揮をとり、連邦警察 (**RCMP**) によって **Hasting Park** の仮収容所に約 2 万 1000 人の日系人を集結させた。その後、連邦政府の方針によって、州内陸部及び他の州の道路建設現場、砂糖大根栽培地など、日系人の労働力の完全利用、日系人の生活の自給自足、また日系人の拡散などにより、カナダ全土の労働力不足緩和に貢献する様にとの意図と同時に、重要なことであるが、何よりも政府支出軽減に役立つことが考慮されて、日系人を収容所に入れずに、多くを内陸部での労働力として利用し、活用した²⁰⁾

カナダ政府による収容政策のアメリカ合衆国との違いによる居住地域及び住い方に相違が見られたが、アメリカ合衆国の場合と比較すると、何よりも重要なことは、日系人の財産に関してである。アメリカ合衆国では、一世については例外はあったが、原則的に帰化は認められて居らず、市民権は得られなかった。しかしアメリカ生まれの日系人は完全な市民権を持ち、選挙権も認められ、陪審員になることも、また公職につくことも出来た。憲法によって権利が守られ、市民権を持つ二世の財産権は保護され、当然その財産、土地など政府が没収をすることはなかった。またアメリカ市民を国外に追放することは出来ないとの建て前から「本国送還」は出来なかった。しかしながら、一方カナダの場合、アジア系移民の帰化は認められており、当然、日系一世も帰化していた。しかし選挙権は認められておらず、公職や軍隊等は排除されていた²¹⁾。たとえ市民権を持つ日系人であってもその人々の財産等に関して言えば、立ち退きの時点で押収されただけでなく強制処分されたのである。移動は全日系人を対象としており、その財産は『敵性国人財産管理局』(**The Custodian of Enemy Alien Property**) が責任をもって日系人の財産を管理することになっていたはずであった²²⁾。即ち、日系人の資産管理をしていた敵性外国人資産管理人に資産換金の権限が与えられて、農場や漁船も全て処分されてしまい、諸費用、手数料等の名目に加えて、日系人が収容所に入った場合の生活費まで差し引かれて、その結果として資産の所有者は殆どと言ってよいほどの金額のみで正当な金額は手には出来なかった²³⁾。更に憲法による保証が無かったばかりでなく、戦後の「強制収容」についてもカナダ政府は、アメリカ合衆国に比べ無闇に日系人の収容期間を長引かせ、経済的

に困窮したことがカナダの日系人が戦後、経済進出を大きく遅らせる原因になったことは明白な事実である。

1939年9月1日、ドイツ軍はポーランドへ侵入した。イギリスはドイツに宣戦布告し、カナダも一週間遅れて参戦した。1940年、日本は日独伊三国同盟に調印した。カナダは日本の参戦を時間の問題と判断していた²⁴⁾。日本参戦に備えて、時の M. King 内閣下の戦時委員会は、1940年10月1日に「British Columbia 州在住アジア系に関する特別委員会」を組織して、British Columbia 州のアジア系、とくに日系人を、戦時発生のおりにどのように処理するかを検討することを目的としていた。その結果、「アジア系に関する常置特別委員会」が設置された。第二次世界大戦開戦当時、日系人（日本人およびその子孫）の95%以上が British Columbia 州に集中していたために、カナダ政府は防衛上の理由を口実に約2万2000人の日系人に対して太平洋岸からの総立ち退きを命じ、先に述べたように、同時に日系人の財産を没収した。これらの日系人のうち1万7000人以上はカナダ生まれのカナダ市民であった。ここで何故、ドイツ系、イタリア系の人々に関しては日系人と同じ措置が執られなかったかについて疑問が残る。

1941年1月8日、カナダ首相 M. King は、「British Columbia 州在住日系人特別新登録」の断行と「アジア系二世はカナダの軍隊に召集しない」と発表した。当時カナダはドイツのみでなくイタリアとも交戦状態にあった。だがカナダ在住の一般ドイツ系、イタリア系はこのような登録の対象にはならなかった。それにも拘わらず、まだ戦闘状態に入っていない日本からの移民とその子孫とを登録させるのである。その結果、「British Columbia 州の全日系人（したがって帰化した人もカナダ生まれの人も含む）は、RCMP（カナダ連邦騎馬警察）の許に出頭して1941年3月から8月末迄の期間に登録する義務を課せられた²⁵⁾。カナダ及びアメリカ合衆国両国ともどもにおけるドイツ系カナダ人、ドイツ系アメリカ人、イタリア系カナダ人、イタリア系アメリカ人に対しては何らの施策もせず、その一方では、日系人全て、二世、即ち市民権保持者を含めて強制的立ち退き及び強制的移動の対象にしたことの背景には感情論が論理を抑えつけたためである。

またさらに「忠誠審査」に関して言えば、カナダおよびアメリカ合衆国の何れでも実施されたが、その目的とするところが大きく違っていたことは重要である。アメリカ合衆国の場合には War Relocation Authority が行った「仮出所許可申請書」はアメリカ市民権を持つものは軍への徴兵のために志願兵を集めるための必要条件とされた。それが一方、カナダでは主に日系人を日本へ送還する計画のためであった。多くの議論を巻き起こしたものの、カナダ政府は既に日本への「送還」に踏み切っていた。言い替えれば、カナダでは、二世の人々がカナダへの忠誠を証明するべき機会が得られないままに戦時中を過ごすことになった²⁶⁾。

5

戦後を迎えたカナダの日系人の人々に関して言えば、アメリカ合衆国との大きな違いが見ら

れた。アメリカ合衆国について言えば、戦後、日系人のかなりの人々が旧来の土地へ戻った。第二次世界大戦勃発時までは日系人の人々の多くが California 州に生活を営んでいたが、アメリカ合衆国は 1945 年 1 月 2 日、「立ち退き命令」の撤回をして、戦後、それぞれの人は、望めば、仮の在住場所 Relocation Camps から元の生活の場に戻る過程は対照的な違いが見られた。戦時中の処遇に対する損害賠償が問題として取り上げられた。全米日系市民協会 (Japanese American Citizens League: JACL 1930 年組織) らの努力により、強制退去の違法性が明らかにされたためである。「強制退去損害賠償請求法」は 1948 年成立し、50 年までの時限立法とは言え、その内容は、日系人の損害を十二分に保証したものではなかった。なおその後、アメリカ合衆国の日系一世の帰化は、ウォルターマッカラン法 (1952 年) によって可能となり、外国人土地法も次第に撤廃され、1956 年にはカリフォルニア州でも外国人土地法は消滅した。1965 年、人種、国籍による移民制限法も撤廃された。1980 年、政府は戦時中の強制退去に関する調査委員会を設置し、一人当たり 2 万ドルの補償金を支払うように勧告した。

一方、カナダの場合、戦後の「再定住」に関して言えば、財産、土地、漁船などは処分されてしまい、手にした保証金はカナダ政府の基準からして「正当なもの」と言うものであったが、現実にはごく僅かであり、その資金は再出発をするための資金としては不十分であった。また「強制移住計画」は戦後かなりの期間にわたり解除されなかった。この違いのために、アメリカ合衆国の日系人の人々と比較すると、カナダの日系人の人々の経済的、社会的な地位の向上の遅れが見られたと断定できる。

太平洋戦争が始まるまで、カナダに在住する日系人の人々の大部分である 96% 以上が British Columbia 州に集中していたが、British Columbia 州は日系人の再定住を拒否する動きがあった。これに呼応する形でカナダ政府が執った政策は東部への「拡散」であり、日系人の人々にとっては定住出来る場を求める際に最も抵抗の無い地域を選ぶことにした。その際、多くが「故郷」とさえ言える British Columbia 州への再定住は望める状況では無く、寧ろ多くの人々が東部に再定住の場を見い出した。東部への仮の定住をしていた日系人の人々の多くは「故郷」へは還らず、古い絆を断ち切って、新しく世界を切り開いて行く決心をした。例えばそれが Montreal であり、また Toronto などであった。その後、戦前の日系人の人口分布について言えば、96% が British Columbia 州に定住していたが、今日のそれを見ると、東部を中心に定住している。即ち現在の日系人人口分布によれば、Ontario 州 42%、Alberta 州 12%、British Columbia 州には日系人全人口の 36% 程度のみが再定住をして、その他各州の定住をするようになる²⁷⁾。和歌山県 (日高郡美浜町) 三尾村 (アメリカ村) 出身者についても Toronto に約 2,700 人、British Columbia 州に約 2,200 人が定住している。

む す び

第二次世界大戦が終結したものの、日系カナダ人の戦後の始まりは、アメリカ合衆国の日系

人々のそれに比べて非常に遅かった。先ず生活の基盤になる経済的、社会的な地位の確立に到るまでの基本的な定住の場を求めて決めなければならなかった。仮の生活を強いられた地域を後にして、「故郷」に向かうことが出来ない場合、新たに定住の場とできる地域を決める必要があった。その後、再定住を決意した日系人の人々は多くの事柄に気を配りながらの生活設計を打ち立てたのである。具体的には、職を得て、その職を保持することを念頭に置き、日系人の集団として目立たないように留意して、出来るだけ多くのカナダ人との友好関係を育み、日本語、日本文化から出来る限り離れる努力をすることに努めてこそ、初めてカナダ社会に受け入れられる方策であると考えて、日系人の人々は生活の場の確立をはかった。日系カナダ人の人々が、特に第二次世界大戦終結から現在に到る迄の過程の中で、多文化主義のカナダに於いて、教育の程度の高さ、失業率の低さ、専門職に従事する率の高さなどのために経済的にも、社会的にも高い水準に到達出来たことは注目に値する。また、極く最近の顕著な現象として日系カナダ人が他のエスニック集団に属する人々との交婚率が高いことである²⁸⁾。このことは、再定住の際に意識的な行動パターンとして執った日系人の行動様式は、当初は意識的な同化であったが、結果として日系人コミュニティが消えて仕舞うと言うシナリオを辿ることになるはずである²⁹⁾。そのことがそのままカナダ社会の諸相、現実のカナダ社会の姿であるのかも知れない。

カナダ移民問題の調査研究をするプロセスにおいて、移民が果たす役割を集約するならば、各民族との同化であると言える。現象的には日本人がカナダへ到着した当初は「出稼ぎ」としてであったかも知れない。しかし、特に世界第二次大戦後の再定住を終えた日系人の人々は心理的には「長期出稼ぎ」根性から完全に脱皮して、真の移民としてのカナダ国民になった。

カナダの日系人の生きざまについて考える時、文化、宗教、風俗習慣などすべてに違いのある新しい社会に受け入れられるために、多くの困苦に耐えなければならないこともあったはずである。そしてカナダの日系人の人々は同化を強く指向して生きる基盤を確立していると言える。カナダのみならず、アメリカ合衆国においても新しい「統合 integration」が始まり、国家のエネルギーは複合の要素が機能して社会的に、政治的に発展を遂げるのであろう。「2000年になるとカナダでは日系人は一人も居なくなる」³⁰⁾と言うことばは一層現実味を持つことになる。

注

- 1) このことを裏付ける事柄として、例えば、「アメリカ村」(和歌山県日高郡美浜町三尾村)と言う呼び方にも象徴されるように、当時必ずしもカナダとアメリカ合衆国との区別は明確ではなかった。
- 2) 偶然にも、例えばカナダのヴィクトリアへ漂着した日本人の漁夫がいた。西浜久計:「カナダ移民の父工野儀兵衛」,「みはまの歴史 4」に詳しい。
- 3) 西部拡大、移民受入、大陸横断鉄道の建設、カナダ経済の拡大(保護関税政策)は、現在でもいろいろな視点から議論されるテーマでもある。和歌山県(日高郡美浜町)三尾村(アメリカ村)出身の「カナダ移民の父」と言われている工野義兵衛は鮭漁業の有望さに目をつけ、親類縁者、知人を日本から呼び寄せてフレーザー河鮭漁の開拓に先鞭を打った、ことに関しては「カナダ日本人物語」新保満に詳しい。

- 4) ADACHI, Ken, *The Enemy That Never Was*, XXX
- 5) 飯野正子, 「日系カナダ人の歴史」 p. 6
- 6) 今野俊彦／藤崎康夫 (編) 「移民史 III」 p. 315
- 7) 西浜久計 「カナダ移民の父工野儀兵衛」, 『外国旅券下附願』による。「みはまの歴史」 p. 16 全ての人が支度金を工面することは不可能であったので、「見せ金」をカナダの引受人から借りることもあった。
- 8) 今野俊彦／藤崎康夫 (編) 「移民史 III」第一部 IX
- 9) 1920年代のカナダにおける日本語学校の問題は、アメリカ合衆国のカリフォルニア州やハワイにおけるほど緊迫していなかった。とはいえ、雲行きは次第に険悪の道をたどっていた。排日家の非難している点はこちらである。つまり、「日本語学校というのは日本の臣民に向かってのみ教育を授ける所であって、日系の米国市民に教えるところではない、否却って善良な市民となろうとしている者をスポイルしてしまうものである」と言うのである。なぜ日本語学校が日系米国市民をスポイルするかと言う点に関して彼等は、教師と教材を挙げている。
- 10) 『帰米』と『帰加』と言われる人々はかなりの数に上った。
- 11) “*Canadianizing the Newcomer*” *Canadian Courier*, Feb. 1914
- 12) *ibid.*
- 13) *Canada Report of the Royal Commission on Chinese and Japanese Immigration, 1902*, p.111
- 14) 資料が語るカナダー1535-1995, 日本カナダ学会 (編) p.176
- 15) *Harvard University Dictionary of American Ethnology*, Harvard University Press, 1981
- 16) ADACHI, Ken: *The Enemy That Never Was*, VIII
- 17) 一瀬昌夫 「AMERICANS OF JAPANESE ANCESTRY, *Helicon* 第17号
- 18) KITANO, Harry, *Asian Americans*, University of Washington Press に収容所初期の体験が詳しい。
- 19) 今野俊彦／藤崎康夫 (編) 「移民史 III」IV 太平洋戦争と日系カナダ人 p. 366
- 20) ADACHI, Ken: *The Enemy That Never Was*, IX *The Time of Decision* なお、状況はアメリカ合衆国とは大きく相違したが、これは各々の国情、即ち財政的な負担に耐えられるか否かの違いであったと考えられる。
- 21) *ibid.*
- 22) 今野俊彦／藤崎康夫 (編) 「移民史 III」IV 太平洋戦争と日系カナダ人 3 「総移動の実態」 p. 367
- 23) ADACHI, Ken, X また、筆者は西浜久計氏より現在カナダ在住の親族の人々の当時の状況をうかがったが、「完全に没収されたと言う方が事実に近い」という証言がある。
- 24) 大戦突入前夜のカナダについては ADACHI に詳しい。
- 25) 新保満 169 今野俊彦／藤崎康夫 (編) 「移民史 III」IV 太平洋戦争と日系カナダ人 1 日加戦寸前の動向 361-363
- 26) ADACHI, Ken: *The Enemy That Never Was*, XIII *Judgements*, pp. 307-334
- 27) 飯野正子, 「日系カナダ人の歴史」, 日系人と多文化主義 158-160
- 28) 飯野正子, 「日系カナダ人の歴史」, 日系人コミュニティの特色 148-152
- 29) 小山茂春, 「アメリカ村の看板婆さん」 1143。なお筆者はアメリカ村において聞き取り調査をし、移民経験のある老人の人々、及びその親戚関係者から「国際結婚」の事例を手にした。
- 30) 小山茂春, 127

参考文献

Adachi, Ken: *The Enemy That Never Was: A History of the Japanese Canadians*, McClelland and Francis, Duglus: *The Region and People of Canada: A Historical Approach*, =====
 Kitano, Harry: *Asian Americans*, University of Washington Press, 1988

Stewart, Walter : *Shoyama : A Socialisy Becomes No. 2 Bureaucrat*, The National Japanese Canadian Citizens Association, Toronto, Ontario, 1976

Harvard University Dictionary of American Ethnology, Thernstrom (ed) : *Harvard Encyclopedia of American Ethnic Groups*, The Bellknap Press of Harvard University, 1980

飯野正子 : 「日系カナダ人の歴史」, 東京大学出版会, 1997 年

今野敏彦／藤崎康夫編著 : 「移民史 III アメリカ／カナダ編」, 新泉社, 東京, 1986 年

小山茂春 : 「アメリカ村の看板婆さん」, 和歌山国際文化研究所, 1991

美浜町教育委員会 : 「みはまの歴史 4」, 1994 年

日本カナダ学会 : 「史料が語るカナダ」, 有斐閣, 1997 年

岡部一明 : 「多民族社会の到来」お茶の水書房, 東京, 1992 年

鈴木讓二 : 「日本人出稼ぎ移民」平凡社, 東京, 1992 年